

## 営業許可制度の見直しについて

- 食中毒のリスクや規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえて、業種が再編され、公衆衛生に与える影響が著しい営業として、32業種が定められました。

→漬物製造業、水産食品製造業、液卵製造業、食品の小分け業を新たな許可業種として設定

→現行の許可業種のうち、リスクが低いと考えられる一部の許可業種は届出の対象へ

変更の区分	変更後の業種
新設する業種	漬物製造業、液卵製造業、水産製品製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業、食品の小分け業
統合し、1業種での対象食品を拡大する業種	飲食店営業〔従来の喫茶店営業を統合〕、菓子製造業〔従来のあん類製造業を統合〕、みそ又はしょうゆ製造業〔従来のみそ製造業としょうゆ製造業を統合〕、食用油脂製造業〔従来のマーガリン又はショートニング製造業を統合〕
再編する業種	密封包装食品製造業
許可から届出に移行する業種	乳類販売業、食肉販売業（包装食肉）、魚介類販売業（包装鮮魚介類）、冰雪販売業、食品の冷凍又は冷蔵業（倉庫業）等
廃止する業種（見直し前の業種）	乳酸菌飲料製造業、ソース類製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業

### 新しい制度における許可業種（32業種）

調理業	1. 飲食店営業 2. 調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
販売業	3. 食肉販売業 4. 魚介類販売業 5. 魚介類競り売り営業

<p><b>処理業</b></p>	<p>6. 集乳業  7. 乳処理業  8. 特別牛乳搾取処理業  9. 食肉処理業  10. 食品の放射線照射業</p>
<p><b>製造・加工業</b></p>	<p>11. 菓子製造業  12. アイスクリーム類製造業  13. 乳製品製造業  14. 清涼飲料水製造業  15. 食肉製品製造業  16. 水産製品製造業  17. 冰雪製造業  18. 液卵製造業  19. 食用油脂製造業  20. みそ又はしょうゆ製造業  21. 酒類製造業  22. 豆腐製造業  23. 納豆製造業  24. 麺類製造業  25. そうざい製造業  26. 複合型そうざい製造業  27. 冷凍食品製造業  28. 複合型冷凍食品製造業  29. 漬物製造業  30. 密封包装食品製造業  31. 食品の小分け業  32. 添加物製造業</p>

## 営業届出制度の創設について(令和3年6月1日施行)

- 原則、全ての食品等事業者に **HACCP に沿った衛生管理が義務付けられること**に伴い、保健所が対象事業者を把握できるよう、**営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、届出不要業種を除き、届出をする必要があります。(許可と異なり、施設基準・更新手続きはなく、届出の手数料はかかりません。)**
- HACCP に沿った衛生管理が求められますが、衛生管理のルールを理解して実践することであり、認証を取得したり、お金をかけて加工施設を整備することを求めるものではありません。
- 届出する内容は、**届出者の氏名、施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品等に関する情報、食品衛生責任者の氏名**などです。
- 廃業した場合や届出事項が変更となった場合は、届出が必要です。

### 新しい制度における届出業種

- 食品等（食品、添加物、合成樹脂の器具・容器包装）を取り扱う事業者は、一部を除き営業届出が必要になります。
- 食品衛生法に基づく食品の営業許可を受けている営業施設で、届出業種を営む場合も、届出が必要です。

旧許可業種であった営業	1. 魚介類販売業（包装鮮魚介類） 2. 食肉販売業（包装食肉） 3. 乳類販売業 4. 氷雪販売業 5. コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）
販売業	6. 弁当販売業 7. 野菜果物販売業（例：青果店） 8. 米穀類販売業（例：米屋） 9. 通信販売・訪問販売による販売業 10. コンビニエンスストア 11. 百貨店、総合スーパー 12. 自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。） 13. その他の食品・飲料販売業
製造・加工業	14. 添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。） 15. いわゆる健康食品の製造・加工業

	<ul style="list-style-type: none"> <li>16. コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）</li> <li>17. 農産保存食料品製造・加工業</li> <li>18. 調味料製造・加工業</li> <li>19. 糖類製造・加工業</li> <li>20. 精穀・製粉業</li> <li>21. 製茶業</li> <li>22. 海藻製造・加工業</li> <li>23. 卵選別包装業</li> <li>24. その他の食料品製造・加工業</li> </ul>
<p>上記以外のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>25. 行商</li> <li>26. 集団給食施設（1回20食程度以上）</li> <li>27. 合成樹脂製の器具・容器包装の製造業</li> <li>28. 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの（届出は任意）</li> <li>29. その他（例：食品の冷凍又は冷蔵業（倉庫業））</li> </ul>